

令和9・10年度 智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請手続きについて （測量・建設コンサルタント）

令和9・10年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付を行います。

智頭町の測量等業務の入札に参加を希望する者は、以下により申請書を作成し提出してください。

今回から鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下、「TCAS」という。）によるオンライン申請が可能です。

TCASでの申請が難しい場合は、従前どおり持参又は郵送での申請も受け付けます。

1 受付期間・認定期間

■TCASによる申請

受付期間			認定期間
第1期	第1回	令和 8年10月1日 ～ 令和 9年1月31日	令和 9年 4月1日 ～ 令和11年3月31日
	第2回	令和 9年 4月1日 ～ 令和 9年4月30日	令和 9年 7月1日 ～ 令和11年3月31日
	第3回	令和 9年 7月1日 ～ 令和 9年7月31日	令和 9年10月1日 ～ 令和11年3月31日
第2期	第4回	令和 9年10月1日 ～ 令和10年1月31日	令和10年 4月1日 ～ 令和11年3月31日
	第5回	令和10年 4月1日 ～ 令和10年4月31日	令和10年 7月1日 ～ 令和11年3月31日
	第6回	令和10年 7月1日 ～ 令和10年7月31日	令和10年10月1日 ～ 令和11年3月31日

※TCASの「申請」ボタンを押下できる期間は、上記期間です。

各受付期間の最終日は午後5時で締切ですので、ご注意ください。

■紙媒体による申請

受付期間		認定期間
定期申請	令和8年10月1日 ～ 令和9年1月31日	令和9年4月1日 ～ 令和11年3月31日
随時申請	定期申請受付期間終了後～	認定の日 ～ 令和11年3月31日

※随時申請の場合、資格の認定期間の始期が令和9年4月1日とならないことがありますので、ご注意ください。

2 申請方法

■TCASによる申請

TCASに必要な事項を入力し、必要資料をPDF化したものをアップロードし提出してください。

【TCAS】 <https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>

■紙媒体による申請

智頭町役場 地域整備課 へ持参又は郵送してください。

【住所】〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（智頭町役場2階）

※受付票の返信を希望する場合は、返信用葉書または返信用封筒（切手貼付）を同封

3 提出書類

■T C A Sによる申請

- (1) 財務諸表（審査基準日直前の決算期分に係る貸借対照表、損益計算書）
- (2) 商業登記簿の謄本（写し可）
- (3) 申請する業種に係る登録証明書（写し可）
- (4) 納税証明書（国税）（写し可）
- (5) 納税証明書（県税）（写し可） ※
- (6) 納税証明書（町税）（写し可） ※
- (7) 登録営業所一覧表 ※
- (8) 印鑑登録証明書（写し可）
- (9) 使用印鑑届（様式第 6 号） ※
- (10) 技術者経歴書（様式第 5 号）

※印のついている書類は、提出不要のものもあるので注意すること。（4 記入方法を参照）

■紙媒体による申請

- (1) 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- (2) 登録営業所一覧表（様式第 1 号の 2） ※
- (3) 入札参加資格希望表（様式第 2 号）
- (4) 総括表（様式第 3 号）
- (5) 測量等業務実績調書（様式第 4 号）
- (6) 財務諸表（審査基準日直前の決算期分に係る貸借対照表、損益計算書）
- (7) 商業登記簿の謄本（写し可）
- (8) 申請する業種に係る登録証明書（写し可）
- (9) 納税証明書（国税）（写し可）
- (10) 納税証明書（県税）（写し可） ※
- (11) 納税証明書（町税）（写し可） ※
- (12) 印鑑証明書（写し可）
- (13) 使用印鑑届（様式第 6 号） ※
- (14) 技術者経歴書（様式第 5 号）
- (15) 委任状 ※（12）印鑑登録証明書（写し可）

※印のついている書類は、提出不要のものもあるので注意すること。（4 記入方法を参照）

●申請書等の入手方法

令和9・10年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下、「申請書」という。）の様式は智頭町のホームページからダウンロードしてください。

【智頭町HP】 <https://www1.town.chizu.tottori.jp/1/>

組織から探す → 地域整備課 → 工事・入札に関すること → 入札参加資格申請について
→ 令和9・10年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請手続きについて

4 記入方法

- (1) 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第 1 号） ※TCAS で申請の場合はシステムへ入力

ア 「受付番号」は記入しないこと。

イ 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

- (2) 登録営業所一覧表

「営業所登録（受任者）の有無」が「有」の場合は必要。

- (3) 入札参加資格希望表（様式第 2 号） ※TCAS で申請の場合はシステムへ入力

ア 建設コンサルタント登録を受けている場合、地質調査業者の登録を受けている場合または補償コンサルタント業者の登録を受けている場合にあっては、それぞれ該当する部門に○印を記入すること。

イ 要件を満たした入札参加を希望する業務に○印を記入すること。

- (4) 総括表（様式第 3 号） ※TCAS で申請の場合はシステムへ入力

ア 営業年数等

資格審査を希望する業種に係る事業開始日（2 以上の申請業種の場合は最も早い開始日）から申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間（1 年未満の端数は切り捨て）を記入すること。

※ 組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業（前営業体）との同一性を保持していると認められている場合は、前企業（営業体）の創業時をとることができる。

※ 吸収合併の場合は存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとする。

イ 業者登録の状況

次の区分に従い、それぞれ該当する場合は、申請日において最新の登録番号及び登録年月日を記入すること。

測量業者 測量法第 55 条第 1 項による登録

建築士事務所 建築士法第 23 条第 1 項による登録

建設コンサルタント業者 建設コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項による登録

地質調査業者 地質調査業者登録規程第 2 条第 1 項による登録

補償コンサルタント業者 補償コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項による登録

オ 常勤の職員数

次の区分に従い、申請日時点における常時雇用している職員の数を記入すること。

- ・技術職員：設計、測量、建設コンサルタント等の業務に主に従事している者
- ・事務職員：営業、総務、管理等の業務に主に従事している者
- ・役職員等：個人事業主における事業主、法人事業主における常勤役員（監査役は含まない）「常勤」及び「常時雇用」とは、申請者に従事し、客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指し、パートタイム労働者等はカウントしないこと。

「計①」は、技術職員と事務職員の合計人数を記入すること。

「役職員等②」は、計①の内数を記入すること。

カ 測量等業務実績高

対象期間は次のとおりとする。

第1期受付：令和8年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

第2期受付：令和9年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

「合計」は損益計算書に記載されている金額と一致させ、該当箇所を示すこと。

決算期の変更等により、直前の営業年度の対象期間が12ヶ月に満たない場合は、直前の営業年度に加え、さらに直前の営業年度についても記入すること。

キ 有資格者（人）

該当する資格について、申請日時点の該当者の人数を記入すること。

1人で2以上の資格を有している者がある場合は、それぞれ重複して計上すること（延べ人数を記入）。

技術士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合、さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合においても、それぞれ重複して計上すること。

1人で同一種類である「一・二級」の資格を有している場合は、一級のみ計上する。

「〇〇〇計（実人数）」とある記入欄は、延べ人数ではなく、実人数を記入すること。

(5) 測量等業務実績調書（様式第4号）

記載した各業務についての実績を証明する書類を添付してください。

（添付する際の優先順位はアからウの順。いずれも写し）

ア **TECRIS**（測量調査設計業務実績情報サービス）の「登録内容確認書（契約実績）」
または **PUBDIS**（公共建築設計者情報システム）の「登録内容確認書（契約実績）」

イ 上記書類が無い場合

「契約書」及び「完成検査結果通知書」

ウ さらに「完成検査結果通知書」が無い場合

「契約書」及び「同契約が完了したことが分かる書類（注文者の受領証または委託料が振り込まれた通帳等）」

(6) 財務諸表（審査基準日直前の決算期分に係る貸借対照表、損益計算書）

審査基準日直前（令和8年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度）の決算期分に係る貸借対照表、損益計算書を提出してください。

(7) 商業登記簿の謄本（写し可）

申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

◆法人：登記簿謄本（全部事項証明書）の履歴事項証明書又は現在事項証明書

◆個人：住民票の抄本

(8) 申請する業種に係る登録証明書又は登録企業情報一覧

ア 測量業務を希望する場合

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による測量業者の登録

イ 建築関係建設コンサルタント業務のうち不動産鑑定を希望する場合

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築事務所の登録

ウ 補償関係コンサルタント業務のうち不動産鑑定を希望する場合

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項の規定による不動産鑑定業者の登録

(9) 納税証明書（国税）【写し可】

ア 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

イ 様式は税務署発行のもの（その3-2（個人）、その3-3（法人））とする。

ウ 証明を受ける税目は、「消費税及び地方消費税」「法人税又は所得税」とする。

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

(10) 納税証明書（県税）【写し可】

ア 鳥取県内に営業所または事業所を有する者のみ提出すること。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

ウ 様式は県税事務所発行のものとする。

エ 証明を受ける税目は、個人県民税を除く全税目とする。

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

(11) 納税証明書（町税）【写し可】

ア 智頭町内に営業所または事業所を有する者のみ提出すること。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

◆ 法人：「法人市町村民税」

◆ 個人：「個人町県民税」

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

(12) 印鑑証明書

申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

(13) 使用印鑑届（様式第 6 号）

使用印鑑は、代表者役職印（受任者を定めた場合は、支店長印、営業所長印等）又は個人印とすること。（会社印は不可）

(14) 技術者経歴書（様式第 5 号）

県内業者については、実務経験者を除く全員の資格者証等の写しを提出してください。

（県外業者については、資格者証等の写しの提出は必要ありません。）

「法令による免許等」の欄は、下表に掲げる免許等を記入してください。

業 種	法令による免許等
測 量 業	測量士 測量士補
建築関係コンサルタント業	構造設計一級建築士 設備設計一級建築士 一級建築士 建築設備士 二級建築士 建築積算士（建築積算資格者）
建設コンサルタント業	技術士 一級土木施工管理技士 農業土木技術管理士 環境計量士 RCCM 実務経験者
地 質 調 査 業	技術士 地質調査技師 実務経験者
補償コンサルタント業	不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士 実務経験者
一 般 調 査 業	業務に関し必要な資格

また、次により記入してください。

ア 同種の免許等において、複数の区別のあるものについては、上位の資格のみを記入してください。

（記入例）「測量士」と「測量士補」の資格を有する場合は、「測量士」のみ記入

「一級建築士」と「二級建築士」の資格を有する場合は、「一級建築士」のみ記入

イ 「技術士」の資格を有する場合は、部門と選択科目を併せて記入してください。

（記入例）技術士（総合技術監理部門（地質））

ウ 「実務経験者」は、下記に該当する者としてください。

業 種	実 務 経 験 者
建設コンサルタント業	学校教育法による大学または高等専門学校を卒業した後、建設コンサルタント登録を受けた登録部門に係る業務に関し 20 年以上実務の経験を有する者その他当該業務に関し 30 年以上実務の経験を有する者
地 質 調 査 業	学校教育法による大学または高等専門学校において地質調査業務登録規定別表第 1 項に掲げる学科を修めて卒業した後、地質調査に関し 15 年以上実務の経験を有する者
補償コンサルタント業	補償コンサルタントの登録を受けた登録部門に係る補償業務に関し 7 年以上実務の経験を有する者

（注）この経歴書に記載した職員に変更（退職、資格の変更（追加））が生じた場合は、様式第 7 号により、変更を速やか（事実の発生したときから 2 週間以内）に届け出ること。

ただし、採用にあつては、採用後 3 ヶ月経過後、2 週間以内に届け出ること。

（15）委任状

※支店等に委任する場合のみ提出すること。

5 その他

- (1) 令和7・8年度の変更申請については、引き続き紙媒体での提出をお願いします。
- (2) 一度申請を受付けた後は、資格期間内の申請方法の変更（電子申請⇄紙申請）は出来ませんので、ご注意ください。
- (3) 申請内容について、一部公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

6 お問い合わせ先

智頭町役場 地域整備課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（智頭町役場2階）

TEL：0858-75-4113 FAX：0858-75-4124 MAIL：kensetsu@town.chizu.lg.jp

（注）お問い合わせは、極力ファクシミリ又はメールによりお願いします。

お問い合わせ内容に不明な点がある場合は、担当より連絡させていただきます。